を求める意見書」

令和元年10月4日付にて「厚生年金への地方議会議員の

加

を国の各関係機関へ送付しました。

例を改正する。 連携施設の確保に関する条

める条例の 育・保育施設及び特定地域型保 育事業の運営に関する基準を定 ·議案第60号 一部改正について 丸亀市特定教

基準に伴う条例を改正する。 地域型保育事業の運営に関する ▼議案第61号 特定教育・保育施設及び特定 丸亀市子どもの

改正について 用者負担等に関する条例の一部 ための教育・保育給付に係る利

い、手数料額を改定する。

する。 部改正に伴い、 子ども・子育て支援法の一 引用箇所を改正

▼議案第62号

丸亀市印鑑条例

の旧氏平気を可能とするため、 改正に伴い、印鑑登録証明書へ の一部改正について 住民基本台帳法施行令の一 部

関する条例の一部改正について の定員、任免、給与、服務等に ▼議案第63号 丸亀市消防団員 成年被後見人等の権利の制限

なったため、

新字界を定める。

条例を改正する。

正を行う。 律の施行に伴 めの関係法律の整備に関する法 に係る措置の適正化等を図るた 関係条例の改

例の一部改正について ▼議案第64 号 丸亀市手数料条

料が引き上げられることに伴 置の許可の申請に係る審査手数 上げにより、危険物貯蔵所の設 消費税及び地方消費税の引

亀市離島情報通信基盤整備工事 契約の締結について 議案第65号~66号 丸亀税務署庁舎新築工事、 工事請負 丸

人について ▼議案第67号~68号 に関する請負契約を締結する。 物品の購

について 急自動車を購入する。 ·議案第68号 綾歌町栗熊西地内の圃場整備 字の区域の変更

施行により、従前の字界であっ た農道・水路が原型を留めなく 高規格救 替不が分かれた議安の宋謙は里 今和元年9日定例会

消防ポンプ自動車、

で利力では、一貫台が力が化る。																											
議 員 名 ()内は所属会派				2 竹 田	3 東	4 中谷宮	5 神田	6 岡 田	7 大西	8 香川	-		11 真鍋					16 横 川			19 山本				23 水本	24 国 方	
			孝三	英司	由美	真裕美	泰孝	剛	浩	勝	真弓	匡文	順穗	恭二	光廣	隼人	清信	重行	正武	正員	直久	誠治	严	俊英	徹雄	功夫	圭之
	議 案 名	審議結果	(志政会)	(会派無所属)	(会派無所属)	(会派無所属)	(会派無所属)	(会派無所属)	(市民クラブ)	(志政会)	(会派無所属)	(志政会)	(志政会)	(志政会)	(会派無所属)	(志政会)	(志政会)	(市民クラブ)	(市民クラブ)	(市民クラブ)	(志政会)	(志政会)	(公明党)	(公明党)	民	(市民の声)	民
認 定 第1号	平成30年度 一般会計及び各特 別会計歳入歳出決算認定	原案認定	0	0	0	×	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	議	0	0	0
議 案 第50号	平成30年度 モーターボート競走 事業会計利益の処分及び決算認定	原案可決	0	0	0	×	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	議長は採決	0	0	0
議 案 第51号	令和元年度 一般会計補正予算 (第2号)	原案可決	0	0	0	×	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	決に参加	0	0	0
議 案 第59号	家庭的保育事業等の設備及び運営 に関する条例の一部改正について	原案可決	0	0	0	×	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	加しませ	0	0	0
議 案 第60号	特定教育・保育施設及び特定地域 型保育事業の運営に関する基準 を定める条例の一部改正について	原案可決	0	0	0	×	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	h	0	0	0

○は賛成、× は反対です。

※上記以外の議案はすべて全会一致で原案を可決しました。

般質問

15人の議員が市の考えを問う

定着化に向けて

スクールゾーン・キッズゾーンの

その中から左記の項目の質問内容を掲載しています。 各議員からは複数の質問がなされていますが、

ン、キッズ・ゾーンの設定と 子どもたちのスクール・ゾー 武田

香川 勝

西長尾城及び栗隈城 正員

加藤

虐待に対し、できることは 小橋 清信

社会教育行政と機構改革 功夫

クリントピア東の市の敷地 真鍋 順穗

的見地からの交通移動手段の 支援事業の拡充と高齢者福祉 高齢者の運転免許証自主返納

横川 重行

確保

風しん予防接種費用の助成

一買い物難民」救済を求める

環境対策等

福部 正人

川田 匡文

> Щ 本 直久

ボートレースまるがめファン

市民会館 横田 隼人

中谷真裕美

もに 援確立を地区防災計画とと 災害時避難が困難な方への支

石垣復興への有効活用 三宅 真弓

ーッカリ青江を使った丸亀城

どの交通安全緊急対策が決定した。国はスクール ゾーンの設定を推進し、交通安全対策につなげる

相次ぐ交通事故の発生を受け、未就学児童や高齢運転者な

こととしているが、本市での取り組みは。

神田

プラスチックごみ

少子化対策として 由美



武田孝三議員





スクールゾーン

教育部長 未就学児を中

内で設定しており、登下校の時 進めている。また、スクールゾ ーンは幼稚園・小学校を中心と 可能な対策から着手できるよう する半径500メートルの範囲 ついて既に調査・点検を行い、 団で移動する経路の安全確保に 心に、子供が日常的に集

究したい。 当の園や保育所から設置の要望 時間も含めて想定しており、該 制の対象とならない園外活動の 間を中心に車両の通行禁止や速 があれば、 ーンは、スクールゾーンでは規 国で初めて設置されたキッズゾ 度規制を行っている。7月に全 協議の上、調査・研

西長尾城・栗隈城に

文化財的価値を



勝 議員 香川



西長尾城跡

が揃うことになるが、指定に向けた市の考えは。 指定史跡となれば、 のホームページでも紹介されている。これらが国 西長尾城や栗隈城は、讃岐を代表する著名な山城として市 本市は古代・中世・近世の城跡



要な土地であったことが分か した交通の要衝として非常に重 丸亀城と同様に郷土学習の 貴重な城跡が立地 の作成、 時間を要すると見込まれる。

議や、 思われる。しかし、国や県の指 部が存在するまんのう町との協 民の郷土愛につながっていくと 教材としての価値も高まり、 なければならないため、 定を受けるには、西長尾城の一 測量図、 申請手続きなどを行わ 総合調査報告書 相当な 市

ば大変貴重な財産となる。

ま

本市は、

できないことであり、

実現すれ

限られた市町村にしか達成

定史跡の城跡が揃うこと

 $ar{\Lambda}$

教育部長

各時代の国指

現状とこれから





家庭児童相談室

具体的な役割と今後の人員増、スキルアップなど について見解は。 ても大変重要な機関であると考えられるが、その 入口となる家庭児童相談室は、県や警察へつなぐ場合におい 家庭児童相談室は

所としていろいろな機関や会議が設けられている。その中でも 虐待から子供を守ろうとするとき、その支援にかかわる場

2019.11 **7** No.78

常に重要な役割を担っており、 篤化を未然に防止するという非 段階の事案に対応し、事態の重 な方針を決定すること、子育て 協議会を運営し、支援の具体的 (体的には要保護児童対策地域 児童虐待の初期、軽度の

りたい。 通じた資質の向上を図ってまい 名の有資格者を増員しており、 ることなどを主な役割としてい 問や面会、必要に応じて助言す 家庭からの相談に応じ、家庭訪 今後も適切な構築と研修などを 人員については、今年度2

子ども会・婦人会を もっと元気に!!



小橋清信議員



子ども会の活動

因は、 現在の活動内容と想定される原因を伺う。 は急速に子ども会や婦人会が消えている。この原 学校や地域との連携が不可欠であるとしているが、 国の教育再生会議では、家庭教育の低下を補うためには、 地域住民の考え方や人口減少だけなのか。 地域から



る。これが事実であれば、正式に認められた場所

で埋め立てを行い、なぜこのようなことになるの

仮置き場とすると、地盤沈下の恐れがある、とする資料があ

クリントピア丸亀東側の市有地を石垣修繕のための石の

絡協議会は広報活動や親善都市 ども会が地域内行事への参加、 など福祉貢献活動、 市や京極町の子ども会との交流 子ども会育成連絡協議会は七尾 婦人会は敬老行事の運営 主な活動内容は、 生活環境部長 婦人団体連 各団体の 単位子

が原因と考えている。 境の変化や保護者の意識の変化 や共働き世帯の増加、 は、人口減少のほか、 る。また、組織や加入者の減少 の特産品販売への協力支援があ い事など、子どもを取り巻く環 複数の習 核家族化

土器町の地盤沈 信憑性と危険度は







クリントピア丸亀東側 市有地の現状

Д か。この資料の根拠を明示いただきたい。 市長 この土地は平成5 年度まで、土器塩田跡を

所の環境管理室を訪問し、法的 分を行ってきた土地である。 利用して一般廃棄物の埋立て処 の仮置き場として検討するに当 丸亀城石垣の崩落に伴う石 香川県中讃保健福祉事務 先

たり、

できないと判断した。 周辺に影響が及ぶ可能性も否定 ことも考慮し、 また石の設置が数年間にわたる 壌内の状態が不明であること、 重い石を大量に置いた場合、土 認をした。その内容を踏まえ、 な制限や必要な措置について確 地盤沈下により